

(処分品市場小委)

平成 24 年 1 月 31 日

## 万引品処分市場対策に関する提言

NPO法人 全国万引犯罪防止機構  
(総務委員会万引品処分市場対策小委員会)

はじめに

インターネットの普及に伴って、小売・サービス業のリアル店舗から万引き（従業員による「内引き」を含む）された、医薬品・化粧品をはじめ、家電製品、自動車用品等がネットを通じて売買されたり、ネットオークションに出品されて処分されているのではないかと、多くの業界で指摘されている。万引犯罪の抑止のためには、ネットオークションを含めた万引品処分市場の対策が急務であると考えられている。

上記に鑑み、NPO法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）は、万引犯罪防止に向けてのネット事業者の努力と、流通事業者（製造業、卸売業、小売・サービス業等）における IT を用いた対応の推進を、以下の通り提言する。

(行政)

1. 古物商によるリアルな商品取引は古物営業法等によって厳格な管理が行われており、万引被害品が処分されにくい環境作りがなされているのに対して、ネットオークションによるバーチャルな商品取引に関しては、現状必ずしも厳しい監視が行われているとは言い難い。  
経済産業省、総務省、消費者庁等、ネットオークション事業を所管する省庁は、特定商取引法、特定電子メール法、景品表示法、健康増進法等の運用を強化し、ネットオークション事業者が出品者とともに、万引被害品がネット上で処分されにくい環境作りを行うよう求める。
2. 万引犯罪防止に向けた流通事業者の IT を用いた対応に対して、経済産業省、総務省等は、所要の支援措置を講じる必要がある。

(警察当局)

3. 万引犯罪の抑止のためには被害の全件通報が必要であり、全件通報の徹底のためには被害者の届出の簡素化と届出者負担の最小化が前提。警察当局におかれては、届出時間の一層の短縮化と現場警察官への指導の徹底を要望する。

- 4 . 万引の被害のうち、被害回復されていない高額商品については、警察当局によるデータベースの構築を提案する。発生場所、発生時刻、店舗名・企業名、被害品属性（品名、シリアルナンバー等）、犯行形態等の情報を迅速に登録し、一定の資格者が検索可能なように構築したデータベースの設置と事業者に対する情報提供によって、古物商によるリアルな商品取引あるいはネットオークション事業者によるバーチャルな商品取引の双方における万引品の流通が大幅に抑制されると考えられる。あわせて盗品売買等防止団体制度の積極的な推進が図られるべきである。

（ネットオークション事業者）

- 5 . 古物商あるいはネットオークションで提供される商品が万引品であるかないかに関して、買い手は一義的に売り手が責任を負うべきであると考えている。ネットオークション事業者におかれては出品者とともに古物商が課せられていると同様の商品履歴管理責任を負うことが可能なシステムを構築するよう提案する。
- 6 . ネットオークションへ的高額商品の出品に当たっては製造番号、写真等、個品の識別に資する情報の記載を古物競りあっせん業者（ネットオークション事業者）が一斉に取り組み、警察当局によって提供される盗品情報との照合によって事業者が直ちに盗品であることを知ることのできるシステムの構築を提案する。  
なお、システムの運用に当たっては、製造番号や出品添付写真等の標準化・規格化や、サイトにアップした製造番号、写真の真正性の担保の仕組み（認証制度等）が必要。

（流通事業者）

- 7 . 万引被害品を特定するために、製造事業者は商品に個品識別情報を付与し、これを流通事業者が一元的に管理するシステムを構築することを提案する。個品情報の付与は 2 次元コード、RFID を含め現状の技術水準の中で最適解を求める必要がある。

以上